

町報

(昭和46年8月1日発行)

No. 43

発行所
岐阜県加茂郡川辺町

編集
川辺町役場 総務課

印刷
中部印刷 KK



わあい!! プールができた
うれしい初泳ぎ

7月17日上米田小プール開き

▶ 着工		昭和46年4月19日
▶ 完成		昭和46年7月12日
▶ 工費		920万円
▶ 施工		東濃建設株式会社
▶ 規模		25メートル6コース 及幼児コース

8 / 46

きれいな一票きれいな郷土

町議会議員選挙 8月29日

私たちにとって最も身近な選挙「町議会議員選挙」が八月二十九日に行なわれます。この選挙は私たち町民の意志を町政に反映させたいせつな選挙です。よく考え、必ず投票しましょう

明るい町づくりはあなたの一票から

情実や因縁にとらわれず、勇気と自覚をもって、ほんとうに住みよい町づくりに真剣に取り組んでいた人を選びましょう。

金のいらない明るい選挙に

明るい金のかからない選挙にすることが最もたいせつです。金がかかることが、政治の腐敗につながります。選挙にかかわりのある金品、飲食物を徹底的に追放しましょう。

投票できる人

こんどの選挙で投票できる人は①町の住民基本台帳に登録されている人で、昭和二十六年八月三十日以前に生まれた人②昭和四十六年五月二十九日までに川辺町に転入届を出して、引き続きに居住している人です。なお、この選挙では、一旦町外へ転出されると選挙権がなくなり投票することができませんので注意してください。

投票時間

投票所の投票時間は、各投票所

とも午前七時から午後六時までです。当日はサイレンを吹鳴しますので、時間に遅れないよう投票所へお出かけください。

不在者投票

やむをえない用事で当日投票所に行けない人は、不在者投票ができます。

期間は、告示の日（八月二十二

日）から投票日前日（八月二十八日）で、時間は毎日午前八時三十分から午後五時までです。

不在者投票をするには、印鑑持参のうえ、選挙管理委員会（役場総務課）で、必要な手続きをしてください。

立候補予定者説明会の開催

立候補届出事務を正しくスムーズに行なうため説明会を次のとおり開催いたします。

とき 八月十二日午後一時から
ところ 川辺町役場二階会議場



こよみ



いうまいと思っても、つい口に出てしまうこのごろの暑さです。肌を感じる暑さは、今が一番ですが、天気は安定し、温度は七月より低くなるので気候としてはむしろしのぎやすくなったといえますように。

8月8日加茂郡体育大会（八百津町）

町消防団夏期訓練（川辺小学校）

1日～7日生産調整現地確認
12日町議選立候補予定者説明会。午後1時役場

第3回婦人学級

18日～19日三歳児検診

20日海の記念日

選挙人名簿選挙時登録基準日

22日町議選告示

23日町議選立候補切午後5時

26日町議選選挙立会人届出期
限午後5時

27日町議選補充立候補届出期
限午後5時

29日町議選投票日。選挙会

30日町議選当選証書付与

よい子にうれしいプレゼント

上米田小にプールが完成

ことしの四月から工事を進めてきた上米田小学校プールが完成、七月十七日に竣工式を行ないました。

午前九時から同校鼓笛隊が学校周辺をパレード、九時半からプールサイドで来賓多数を招き、一般父兄も参加して安全を祈念、拍手のうちに田原町長と児童代表がテープを切って完成を祝いました。

四十四年度水泳大会二百メートルで優勝した岐阜市境川中学校教諭川瀬喜生さんの模範水泳、児童代表六名の初泳ぎのあと百八

十名の児童が次々とび込み、大はしやぎ、プールサイドの父兄もうれしそうに声援していました。児童たちにはことしは楽しい夏休みになりそうです。

プールの利用は、午後四時まで小中校児童、六時まで一般に開放されます。

ぼくたちのプール

五年 小栗 健

とうとう待ちに待っていたプールができました。みんな大喜びです。

今までは、川辺小のプールへ行っていたが、ことしからは、行かなくても、よくなった。川辺小のプールから帰るうちに、また暑くなってしまふ。

ほんとに、いやだなあとも思った。でも、これからは、毎日のように、小さい子から大きい子までが、泳げます。

また、泳ぎのできない子は、プールのさくをつかんで、足をばたばたして、泳ぐ練習をしている子もいます。

毎日、毎日が、ほんとうに楽しいと思います。

プールができて

五年 高井 秀子

十七日にプールができて、プール開きをしました。みんな楽しそうにおよいでいます。プールができるまでに、児童会でも「ほかの学校には、プールがあるので、作ってください。」

といっておねがいしたり、みんな、はいひんかいしゅうしたり学校に、ぼ金ばこなどをおいて、

お金をためたりして、工事にきょう力してきました。工事が始まると、かんせいを今か今かとまっている人、あと何日でおよげるとのぞいている人など、二十分休み、昼休みになると、遊ばずに見に来たりしました。この一学期にいちばんうれしかったことは、プールができたことでした。ちよつとかおよげないので、しつかり練習したいと思っています。

プールができた

六年 小栗 晋

ぼくたち、上米田小学校に、町や、おとうさん、おかあさん方の協力で、プールができました。

今までは、遠い川辺小学校のプールまで行って、それも毎日、二時間しか泳げませんでした。

そして去年、プールを作ろうという話が出て、みんなでは金をしたりしました。

工事が始まってからは、みんな工事の進みぐあいを見て

「早くできるといいな。」

といっていました。

式があしたにせまった時は、「いいよ、あした泳げるな。」と言いがらとても待遠しそうです。

式が終わって、みんないっせいにとびこんで、わいわいさわぎながら、楽しく泳ぎました。

ぼくも、よく泳げないので早く一本線がとれるよう、がんばりたいと思っています。

私たちのプール

六年 山田 明美

七月十七日は、長いこと待ちに待った、プールの完成式が、行なわれました。町長さんはじめいろいろな方や私たちにおほらいをしてもらい、紅白のテープが切られてから、岐阜から来た水泳のじょうずな先生にいろいろな泳ぎをみせてもらって、いつせいに私たちの泳ぎが始まりました。

みんな大はしやぎで、いつしやうけんめい泳いでいました。これからは、暑い中を川辺小学校まで泳ぎに行かなくてもいいと思うとうれしくなりません。これもみんな父兄の方たちのおかげだと思います。

私は夏になると、耳の病気になるのであまり泳げず、くやしいけれど、でもこんな病氣など早くなおして、このプールで力いっぱい泳げるのを、楽しみにしています。



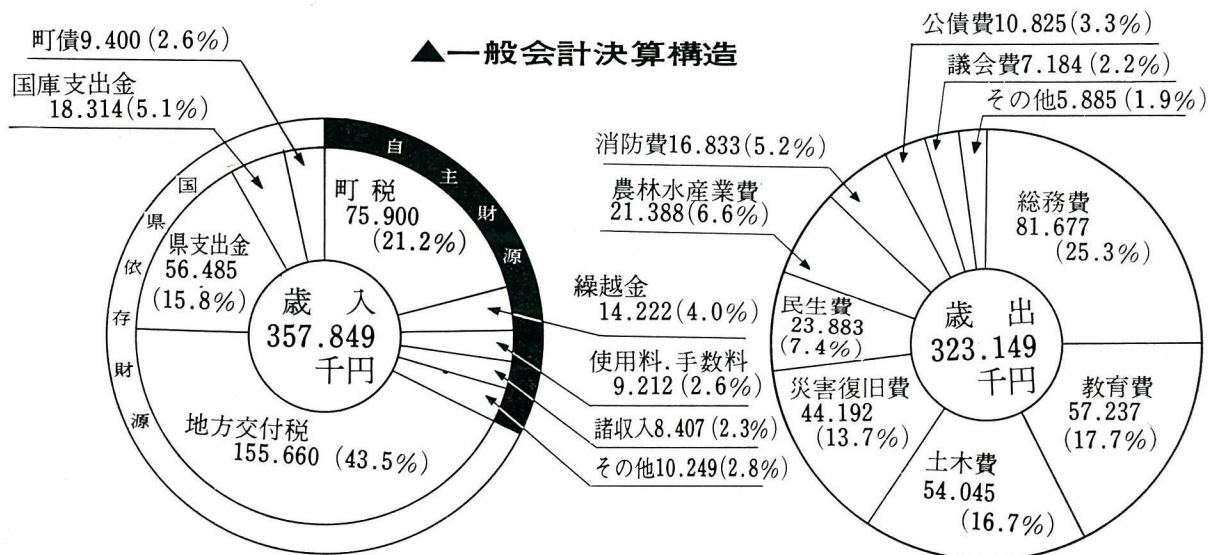
川瀬先生の指導でバタ足のけいこをする一年生たち

決算状況 の公表

(昭和45年度決算統計資料より)

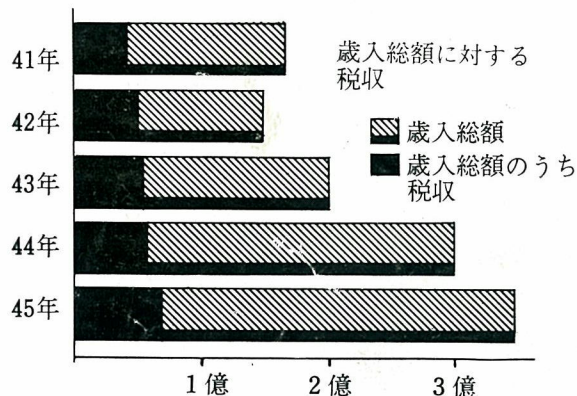
一 般 会 計

入					出				
科 目	45年度		44年度		科 目	45年度		44年度	
	決算見込額	割合	決算額	割合		決算見込額	割合	決算額	割合
町 税	75,900	21.2	64,915	20.6	議 会 費	7,184	2.2	5,305	1.9
自動車取得税	3,916	1.1	3,619	1.2	総 務 費	81,677	25.3	49,702	17.8
地方交付税	155,606	43.5	93,465	29.8	民 生 費	23,883	7.4	18,302	6.5
交通安全対策特別交付金	141	—	198	—	衛 生 費	4,712	1.5	4,345	1.5
分担金、負担金	2,615	0.7	1,160	0.4	農 林 水 産 業 費	21,388	6.6	13,780	4.9
使用料	8,541	2.4	5,462	1.7	商 工 費	1,173	0.4	1,347	0.5
手数料	671	0.2	639	0.2	土 木 費	54,045	16.7	41,214	14.7
国庫支出金	18,314	5.1	26,129	8.3	消 防 費	16,833	5.2	5,967	2.1
県支出金	56,485	15.8	71,487	22.7	教 育 費	57,237	17.7	29,262	10.4
財産収入	3,575	1.0	2,940	0.9	災 害 復 旧 費	44,192	13.7	103,049	36.8
寄付金	2	—	200	0.1	公 債 費	10,825	3.3	8,034	2.9
繰越金	14,222	4.0	19,296	6.1	諸 支 出 金			50	—
諸収入	8,407	2.4	10,769	3.5					
町 債	9,400	2.6	14,300	4.5	計	323,149	100.0	280,357	100.0
計	357,849	100.0	314,579	100.0					



▲ 税目別収入額状況

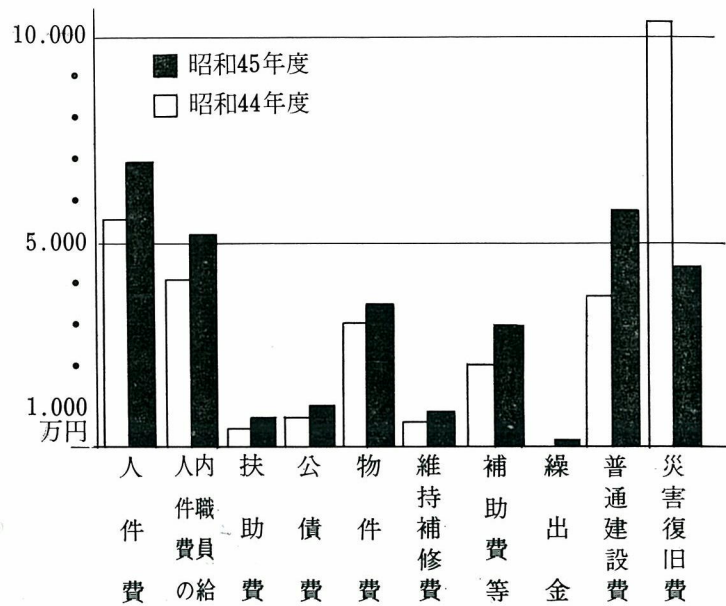
税 目	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度
町 税	11,492	13,924	15,287	20,161	28,260
固定資産税	21,842	21,988	24,213	26,186	27,438
軽自動車税	1,633	1,810	2,075	2,312	2,618
たばこ消費税	5,191	7,226	7,892	10,073	10,869
電気ガス税	4,358	4,662	5,349	6,171	6,715
木材引取税	55	40	—	12	—
計	44,571	49,650	54,816	64,915	75,900



昭和45年度 財政事情

▲ 性質別歳出内訳の明細

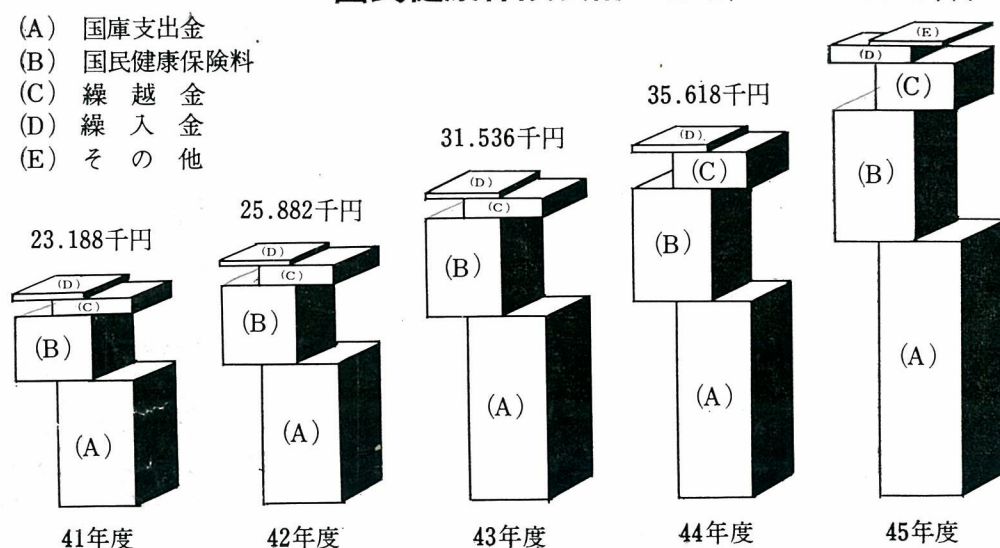
区 分	金 額	割 合
人 件 費	71,955	22.4
人件費のうち職員給	52,282	16.2
扶 助 費	8,572	2.7
公 債 費	10,825	3.3
物 件 費	35,635	11.0
維持補修費	9,920	3.1
補助費等	32,067	9.9
積立金	48,900	15.1
出資金	150	—
繰出金	2,360	0.7
普通建設事業費	58,573	18.1
災害復旧事業費	44,192	13.7
計	323,149	100.0



国 民 健 康 保 険 会 計

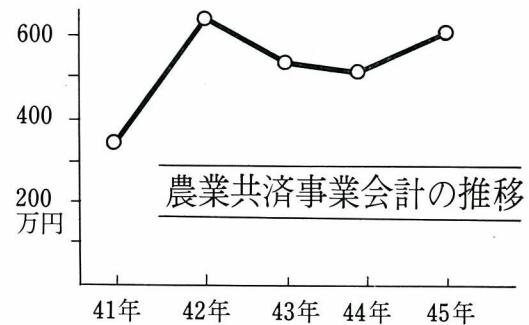
歳 入			歳 出		
科 目	決算見込額	割 合	科 目	決算見込額	割 合
国民健康保険料	13,228	28.6	総 務 費	3,451	90.6
国庫支出金	26,103	56.5	保 険 給 付 費	33,239	9.4
繰入金	2,000	4.3	そ の 他	6	—
繰越金	4,734	10.2			
その他	164	0.4			
計	46,229	100.0	計	36,696	100.0

▲ 国民健康保険会計の推移



農 業 共 済 事 業 会 計

歳 入		歳 出	
科 目	決算見込額 千円	科 目	決算見込額 千円
共済掛金及び交付金	982	保険料及び技術料	331
保険金及び補てん金	775	共 済 金	1,292
賦 課 金	312	無 事 戻 し 金	421
県 支 出 金	2,388	総 務 及 び 業 務 費	3,394
連合会無事戻し金	130	連 合 会 支 出 金	106
繰 入 金	360	そ の 他	415
諸 収 入	1,091		
計	6,038	計	5,959



町 民 負 担 の 状 況

区 分	昭 和 4 5 年 度			昭 和 4 4 年 度		
	課税額 千円	課税対象 人	平 均 円	課税額 千円	課税対象 人	平 均 円
個人の町民税	17,431	3,199	5,449	11,898	2,966	4,011
固定資産税 (土地・家屋)	13,379	2,200	6,081	11,177	2,089	5,350
軽自動車税	2,530	1,287	1,966	2,208	1,231	1,794
国保保険税	13,228	3,654	3,620	10,071	3,686	2,732

財産現在高 (S46.3.31現在)

種 別		面 積
建 物	役 場 庁 舎	1,113 m ²
	学校校舎附属建物	12,948
	その他の公共施設	4,703
	教員住宅外普通住宅	969
土 地	役 場 敷 地	1,710 m ²
	学 校 用 地	25,733
	その他の公共用地	1,963
	教 員 住 宅 敷 地	1,656
	農 地	3,564
	山 林	1,333,758
	原 野	959
道	墓 地	1,980
	道 路	601

基 金 の 状 況 (昭和46年3月31日現在)

基 金	目 的
1. 振興事業基金 9,500 ^{千円}	この基金は公共事業の促進を計るため充当する財源
2. 土地開発基金 20,000	公共用地の先行取得する必要が生じたとき充当する財源
3. 義務教育施設事業基金 20,000	義務教育施設の整備をする事業資金に充当する財源
計 49,500	

有 価 証 券 及 び 出 資

種 別	金 額 千円
1. 電 信 電 話 公 社 々 債	810
2. 岐阜県信用保証協会出資証書	450
3. 岐阜県国民健康保険団体連合会支払基金預託証書	143
4. 岐阜県林業公社出資証書	10
計	1,413

公 債 現 在 高

区 分	借入年度	借入金額	未 償 還 元 金	備 考
一 般 補 助 事 業 債	43	100 ^{万円}	915,042 ^円	公共土木災害復旧関連事業
公 営 住 宅 事 業 債	35~44	1,070	9,758,400	
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	28~41	4,570	31,853,769	中学校体育館、下麻生小増改築
厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業	36	100	538,753	第1保育園新築
単 独 災 害 復 旧 事 業	35~44	370	3,002,718	農地等小災害
補 助 災 害 復 旧 事 業	31~44	1,200	10,839,568	
公 有 林 整 備 事 業	37	80	800,000	公有林造林
市 村 町 民 税 減 税 補 て ん	39~43	460	1,901,327	減税による補てん
道 府 県 貸 付 金	42~45	1,000	9,125,458	小学校改築、側溝改良
そ の 他	33~43	740	6,468,825	給食センター建設、消防施設
計		9,690	75,203,860	

土 用 波



土用波がでたら海水浴場はおしまいです。土用波というのは、実は台風の前ぶれで、台風が海上にあるときは、中心付近でできたウネリは四万八方に

ひろがっていきます。早さは一般の台風の早さよりも、はるかに早いので、台風から千キロも二千キロも離れた地方の海岸に打ち寄せて大波を起こします。これが土用波と呼ばれているものです。

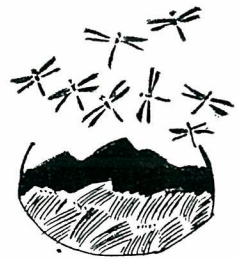
わが国では、八月から九月にかけて、台風シーズンといわれています。とくに八月の台風は一般に本州の西方海上を北上して本邦に接近するものが多く、また、不規則な動き方をするので「迷走台風」と呼ばれています。

立 秋

秋たつや川瀬にまじる風の音

飯田 蛇笏

八日は立秋です。立秋とはいっても、実際にはまだかなり暑



い日もありますが、この日を境いに夏も峠を越し、雲の色や風の音に、秋の気配をどこことなく感じられるのもふしぎです。

とはいっても、日中の暑さはまだ身にこたえます。む

し暑い夜、扇風機の活躍が頼もしく、やすむとき、ちよつと思つてかけっぱなし

にして、夜中に気がついて止めても、翌日、からだがだるく、少し頭痛のすることがあります。これは寝冷えによるカゼです。わるくこじらせるこのカゼは秋ぐちまで持ちこすようなはめになります。

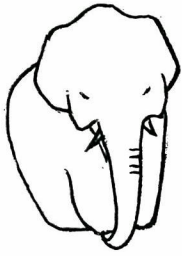
寝しなに使う扇風機には、必ずタイムスイッチを用意して、一時間以内にセツトしておき、直接風が肌にふれないように、おへやの空気を動かすような形にかけるのがいいようです。

こんなに暑ければカゼをひく心配はない……と思いがちですが、とんでもないことです。

七日は「鼻の日」です。三月

の「耳の日」、六月の「むし歯予防デー」と同様に、八(は)七(な)に掛けたユーモラスな着想ですが、くしゃみ、鼻汁、発熱とくれば、まあカゼとみて差しつかえありません。

もし、鼻汁の多いとか、



鼻 の 日

鼻がつまって困るようでしたらいちど専門のお医者さんにみてもらいましょう。

カゼが原因で鼻汁が出るときは、静かにかんで休ませてあげてください。あまり強くかんだりすると、中耳炎になることがあります。

子どもさんは、連日の遊びつかれ、泳ぎづかれで、食欲もなくなる場合があります。おとなは、ただ簡単に、暑いから食欲がないのだらうと考えがちですが、食欲不振の原因はそんな単純なものではありません。食べすぎ、飲みすぎ、つかれ



夏休みの終り



夏休みの計画は、どの程度までうまくいったでしょうか。宿題や勉強の進みぐあい、海や山の思い出など、反省を含めたしめくりを。

どこのご家庭でも、夏休みもあと十日、一週間ともなると、宿題は中途半端、工作や採集などまだ手をつけていないので両

親や兄弟が動員され、お手伝いさせられている風景がみられます。そのために夏休みも後半になるとノイローゼになる子どもさんさえでてくるということですが、せめて夏休みがあと一週間……というときまでには、目標をあらかじめ終らせるように指導してやりましょう。

お 知 ら せ

◆マイホームを建てられる方へ◆

□□□□ 建築物の敷地は、道路に二メートル以上接すること

建築物を利用するため、保安上欠くべからざる要件として、都市計画区域内においては、道路と建築物との関係について、二メートル以上接道することが必要要件とされています。(ただし、建築物の周囲に広い空地があり、或いは、これと同様の状況の場合で安全上支障がないときは、特例として、接道していなくても良い場合もあります。)

□□□□ 建築基準法上、道路とは次のものをいいます

- ◎ 幅員四メートル以上で次のもの
- (1) 道路法上の道路(国道、県道、市町村道)
- (2) 都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法による道路
- (3) 都市計画区域となった日、又は建築基準法施行の日(昭和二十五年十一月二十三日)以前より存在する道
- (4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法又は、都市再開発法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして、特定行政庁が指定したもの
- (5) 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、

土地区画整理法又は都市再開発法によらないで築造する道で、これを築造しようとする者が、特定行政庁からその位置の指定を受けて築造したもの

- ◎ 都市計画区域となった日、又は建築基準法施行の日現在、建築物が立ち並んでいる道で次のもの
- (1) 道路法上の道路で幅員が四メートル未満のもの
- (2) (1)以外の道で幅員が四メートル未満、八メートル以上のもの。

□□□□ 確認申請書の提出要領について

- ◎ 確認申請書及び添付図書は、記載事項を正しく、かつ、記入もれないようにして下さい。これが守られないと建築確認を与えられても現場と確認通知の内容とが相違し建築違反となることがあります。
- ◎ 確認申請書の提出部数は正副二通であります。これ以外に添付図書として

建築工事届三通及び設計図三通が必要で、設計図には木造の住宅店舗、事務所等小規模の建築物に

□□□□ 道路を広く正しく使用するために

ついては、次の事項を明示することになっております。

- ◎ 木造で一〇〇平方メートルを超える建築物若しくは階数が3以上の建築物又は木造以外の建築物で床面積が三十平方メートルをこえるものの設計及び工事監理は、建築士でないときできないので注意して下さい。

最近田畑等を埋め立て、道路に面して宅地造成をされる方が多くなりましたが、次のような場合は道路管理者の許可が必要ですので手続きをしてください。

- ▽道路に沿って土地を埋めたてるとか切取って宅地にする場合
- ▽道路敷地を一時利用したいとき
- ▽道路又は河川敷地内に水道管などを埋設する場合
- ▽道路敷地内に広告、看板などの工作物を設置したいとき

なお、道路の凹地へ土砂を入れて修繕することは結構ですが草やゴミなどを入れないでください。

道路沿いに竹やぶ、山林等がある、樹木の枝などが道路内に這い出たり、竹などが垂れ下って交通の障害になっている箇所があります。所有者の方は今一度現地を確認して道路内に出ているときは、

早速伐採するなど除去していただいて、道路を広く正しく使えるようご協力ください。

保安林の伐採は許可が必要です

保安林を伐採するには、知事に届出をして許可を得なければ伐採することはできません。また造林するために伐採するときでも許可が必要です。

届出の手続きについては毎年二月、六月、九月および十二月に町の森林組合で取り扱っていますので、ご利用ください。

なお、くわしいことは町の森林組合(富川辺三三七)または加茂県事務所林務課(富みのかも六一二一〇一)へおたずねください。

火事は

119へ

遠藤さんからプレゼント
—川辺保育園—

川辺町中川辺本町通り遠藤呉服店社長遠藤三二さんから保育園にブランコ、すべり台をいただきました。保育園では早速体育室に取りつけ、園児たちは大喜びで利用しています。遠藤さん、どうもありがとうございました。